

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナ感染拡大は未だに収束のめどが立たず、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

さらに学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。昨年度より小学校では段階的に35人以下学級が措置されることになりましたが、中学校は40人以下学級のまです。さらに、全国的に教員不足が深刻になってきています。その原因の一つが過酷な学校現場の労働環境にあることは間違いありません。教員採用試験の受験者は減少し、産休や育休、病休者が出ても代わりの講師の先生はなかなか見つからない事態になっています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。教育の機会均等と水準の維持向上のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1に復元することが自治体にとっても不可欠です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請いたします。

記

- 1 35人以下学級を中学校まで伸ばすなど、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月21日

福岡県小郡市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣